

## 第4回情報公開委員会議事概要

平成21年 2月25日  
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成20年12月4日(木) 10:30~12:00
2. 場 所 富国生命ビル28階 第1会議室  
(東京都千代田区内幸町2-2-2)
3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー  
委員長代理 棟居 快行 大阪大学大学院高等司法研究科 教授  
委員 浅田 正彦 京都大学大学院法学研究科 教授  
委員 市村 元 テレビュー福島 常務取締役  
委員 高後 元彦 弁護士  
委員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 平成19年度の情報公開法施行状況について  
(2) 検討部会の開催状況について  
(3) その他
5. 配布資料  
情公4-1 平成19年度の情報公開法施行状況について  
情公4-2 検討部会の開催状況について  
情公4-3 窓口対応研修について
6. 議事要旨  
(1) 平成19年度の情報公開法施行状況について  
事務局から、配布資料 情公4-1に基づき説明した。質疑内容の概要は以下のとおり。  
(委員) 開示決定当時、審議・検討情報に該当するものとして、一部を開示とした事案について、その後どのような対応を行ったか。  
(機構) 本件事案の情報については、昨年12月にプレス発表を行い、公開した。  
(委員) 審議・検討情報として不開示としたが、その後不開示とする必要がなくなった場合、請求者にその旨通知はしているのか。  
(機構) 現状、そのような運用は行っていない。  
(委員) 昨年度に比べて開示決定等までに要した平均日数が多くなっているが、これはどのような理由によるものか。平均日数では個々の請求事案に対する対応の妥当性まで分からないので、意味がないのではないか。  
(機構) 19年度に昭和30年代初頭から、平成19年当時までの約40年間に作成、取得した文書に対する請求があり(19本部007)、その文書の探索や特定に時間を要したため、開示決定

に要した日数が長くなった。また、開示決定に要した日数の記載内容について検討する。

(委員) 情報公開法第10条第2項による延長日数をもっと短縮できないのか。

(機構) 機構では文書特定や開示検討に係る標準スケジュールを決め、これに従って対応しているが、第三者への意見照会や主管部署と情報公開担当課間の調整に時間を要するケースでは30日近い開示決定期間の延長をせざるを得ないものが多かった。

(委員) 開示請求件数の数え方はどのようになっているのか。

(機構) 機構では法人文書1件につき、300円の開示請求手数料を納めていただいております。請求文書1件ごとに開示決定等を行っている。開示請求件数はそのような単位で数えたものである。ただし、相互に密接な関連を有する複数の文書については、1件の文書とみなして請求対応を行っているため、特定文書数と開示請求件数は一致しない。

## (2) 検討部会の開催状況について

事務局から、配付資料 情公4-2に基づき、第3回情報公開委員会(平成19年8月21日(火)開催)以降の検討部会での検討・審議内容について報告があった。質疑内容の概要は以下のとおり。

(委員) 第8回検討部会の議題に、「平成20年8月16日(土)毎日新聞(夕刊)11面記事」とあるが、ここでは当該請求事案に対する機構の対応を踏まえて、今後の制度運用上の改善点を検討したものである。それが分かるような議題名とすべきではなかったか。

(機構) 拝承。今後、審議・検討内容を正確に表現されるよう努める。

## (3) その他

事務局から、配布資料 情公4-3に基づき、窓口対応研修について説明した。質疑内容の概要は以下のとおり。

(委員) 研修終了後、アンケートをとっているとのことだが、回答にはどのようなご意見があったか。

(機構) 研修内容・担当講師とも概ね好評であった。

(委員) 情報公開窓口担当者向けの内容と総務部門向けの内容と混在している部分が見受けられる。両者は本来、異質のものであり、しっかりと区別して行うべきものではないのか。

(機構) 拝承。

(委員) リーフレットの情報公開窓口の名称が、組織名になっている拠点とインフォメーションルームとなっている拠点がある。情報公開の案内機能を持たせるなら、窓口の名称は統一したほうが良いのではないか。

(機構) 拝承。

以上